

令和4年度 第2回国分寺市緑化推進協議会

日時 令和4年8月29日（月）午前9時30分～11時30分
場所 第1庁舎3階 第1・2委員会室

次 第

1. 開 会

2. 諮問事項

- ① 国分寺市緑の基本計画実施計画達成状況の進行管理について

3. その他

緑の基本計画実施計画実績管理票（第1回緑化推進協議会における質疑に対する回答資料）

資料1

NO	通番	担当課	質疑	回答
101	－	全課	評価できる目標を記載。	目標は緑の基本計画実施計画作成時に決定しているものを計上しています。毎年、見直してはいません。
102	－	緑と建築課	緑比率の記載の年度と現状について。	緑被率は、平成29年度25.2％、平成30年度25.0％、平成31年度24.9％、令和2年度24.7％、令和3年度25.0％です。
103	1	緑と建築課	保存樹林地と公有化樹林地の総面積は。	総面積は、48,870.58㎡です。内訳は、保存樹林地は、18か所（22,963.95㎡）公有化樹林地は、4か所（25,906.63㎡）です。公有化樹林地は、西恋ヶ窪緑地、恋ヶ窪樹林地、姿見の池緑地、恋ヶ窪水路周辺緑地の4か所です。
104			数値に変動があるのであれば「継続」ではないのでは。	「保存樹林地を指定しました」に文言を修正します。
105	3	緑と建築課	R3目標値の借地契約し開園することに対しての実績状況の追加。	日吉町開放樹林地については、地権者と使用貸借契約期間中です。現時点では、公有化はしておりません。
106	4	緑と建築課	R3実績における理由の追加。	新型コロナウイルス感染症の影響で、財政が厳しい中、予算計上することができませんでした。
107	6	緑と建築課	数値に変動があるのであれば「継続」ではないのでは。	「保存樹木を330本指定しました。」に文言を修正します。
108	8	まちづくり計画課	生産緑地と特定生産緑地の違いは。	生産緑地は指定から30年間の肥培管理が義務付けられており、農業用施設以外への転用行為はできません（行為制限）。この行為制限を解除するには、指定から30年経過又は主たる従事者の死亡・故障を理由に市長に対し買取り申出を行う必要があります。市内の多くの生産緑地は平成4年に指定され、令和4年に指定から30年を迎えます。 特定生産緑地は、指定から30年が経過した生産緑地に適用され、買取り申出ができる期限を所有者等の申請により、10年間延長する制度です。
109			生産緑地と特定生産緑地に指定することによるメリットは。	生産緑地に指定されると、固定資産税等が農地課税になることに加え、相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。 特定生産緑地に指定されると、生産緑地と同様の税の優遇を継続して受けることができます。特定生産緑地に指定されないと、買取り申出はいつでも行うことができますが、固定資産税等は5年間で段階的に宅地並み課税まで引き上げられます。また、相続税の納税猶予制度も現在適用されているものは継続されますが、次の相続からは受けることができなくなります。
110	10	学務課	使用率は、額に対してか、実数に関してか。	使用量に対しての率になります。
111			令和2年度（27.9％）からの使用率が減少した理由は。	使用率の増減理由については、様々な要因があり特定はできませんが、その年の気象状況等により市内農家の納入量が異なること、令和2年度は地場産野菜の納入量が例年少ない4・5月に新型コロナウイルス感染症対策の一環で学校閉鎖となったこと等が要因の一つであると考えます。
112			こくベジに費やしている費用は。	費用については実績として公表していません。
113	10	経済課	R3目標値に対しての実績状況の追加。	産直マルシェ0回、期間限定イベント0回。 産直マルシェ（こくベジのじかん・こくベジのじかんTRIP MARCHE～ベトナム編～・こくベジのじかんクリスマス・マルシェ）及び期間限定イベント（トマトフェスタ・うどフェスタ）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。一方、10月9日にJR国分寺駅主催で開催された「ワク湧く元気！こくぶんじ」に産直マルシェとして出店し、こくベジとこくベジメニュー提供店のPRを図りました。
114			地産地消率は。	こくベジプロジェクト推進連絡会が主体となり、年間で産直マルシェ3回と期間限定イベント2回の実施を目標として活動しているため、市内全体での地産地消率は把握していません。
115	13	環境対策課	R3目標値に対しての実績状況の追加。（基準値以下なのかどうか）	市が推薦する市内の井戸について、東京都が地下水調査を実施しました。 すべての調査項目について、環境基準値以下であったことが報告されました。
116	14	ふるさと文化財課	R3目標値（景観の維持管理）に対しての実績状況の追加。	真姿の池湧水群の指定範囲にある市立歴史公園僧寺北東地域内の除草等を実施しました。
117	19	環境対策課	R3目標値に対しての実績状況の追加。 「一部で環境基準を上回る数値」とは。	都立殿ヶ谷戸庭園、もみじ井戸においてテトラクロロエチレンが環境基準を超過しました。また、西元町1丁目13において、大腸菌が検出されました。

No.	通番	担当課	質問・疑問等	回答
201	25・27	緑と建築課	① この2項目ではどちらも「内藤さつき公園」の拡大整備が取り上げられていてR3年度に実施された内容は同一です。通番25の活動の狙いと通番27の活動狙いに合致するのがたまたま「内藤さつき公園」の拡大整備と言うことでしょうか？ ② 通番25のR3年度目標値を「内藤さつき公園の 拡大 整備」として通番27に合わせたらどうでしょう。 ③ 通番25、27とも同じ内容を取り扱っているのに「既存公園部」と「開園済み部分」の2つの呼び方がある。どちらかに統一し、カッコ内に「大規模開発による提供公園」と記載すると分かりやすいと思います。 ④ 拡大部分には防災担当部署からの要望も織り込み、提供公園をベースに複数の課題をまとめて達成した、ということをつかり易く書いていただきたい。	①お見込みのとおりです。 ②目標値については実施計画作成の段階から決まっていますので変更することはできません。 ③「開園済み部分」を「既存公園部（提供公園）」にし訂正します。 ④通番25、27実績文「内藤さつき公園は、開園済み部分との一体性に配慮しながら防災機能を拡充していく方針のもと、マンホールトイレ、ソーラー照明灯、防災倉庫、トイレ、幼児用エリアの整備を行いました。」を「内藤さつき公園は、既存公園部（提供公園）との一体性に配慮しながら防災機能を拡充していく方針のもと、防災担当部署からの要望も織り込み、マンホールトイレ、ソーラー照明灯、防災倉庫、収納ベンチ、かまどスツール、トイレ、幼児用エリアを設置しました。」に修正します。
202	26	緑と建築課	基本方針ではこの通し番号は、戸倉公園を対象としているように読めるが、R2年度実績では内藤さつき公園について言及している。令和3年度は25、27、28まで内藤さつき公園のことであるが、これらの番号の記載内容の位置づけをわかりやすく記載して欲しい。	令和2年度実績は前期の実施計画（平成29年度～令和2年度）であったため、内藤さつき公園を主たる目標としていました。令和3年度目標値は現行の実施計画（令和3年度～令和6年度）は戸倉公園の整備を目標としています。
203	28	緑と建築課	① R3年度実績の項に「内藤さつき公園の整備を行い、開園しました」との記載がありますが、これは「都市計画公園・緑地の新規指定」というこの通番の狙いとは異なるので削除すべきだと思います。	「内藤さつき公園の整備を行い、開園しました」を削除し訂正します。
204	30	緑と建築課	提供公園に関する市と開発事業者間の取決めがどうなっているのか私には分かりませんが、施工中の2件につき市は工事促進を要求できないのか、完成済なるも開発事業者の都合で引継ぎがすれ込んだ3公園についてはR3年度内の引継ぎを要求できないものなのですか？	提供公園は、事業者が東京都へ申請し許可を受けて行う都市計画法の開発行為により設置される公園のうち、市へ提供される公園を言います。市はまちづくり条例によって都市計画法等の法令に沿った事務手続きを行っています。開発行為の事業進捗管理は事業者で、市は進捗確認することは行っていますが工事促進を働きかけることは行っていない。東京都による検査後は、早期の引継ぎを求めています。事業者による所有権以外の権利抹消等の登記手続きなどで引継ぎが遅れることがあります。
205	31	ふるさと文化財課	② 「南門地区に跨る道路(赤道)の廃止を行いました」とはどういう意味ですか？ R4年度に南門地区の整備を行う為に必要な行政上の手順なのだろうと理解しますが、書類上の手続であり物理的な作業ではないようですので私には記載の意味が分かりません。 質問の背景： 市報4・4・1（NO.1420）の6ページに記載されている「武蔵国分寺跡南門地区整備イメージ図」と現場を見比べても、どの道路が廃止されたのか分かりません（私は犬の散歩でほぼ毎日このあたりを歩いています）。	令和5～7年度に南門地区の史跡整備工事を実施する地区内には、現状で道路としての機能を果たしていない赤道が3箇所ありました。そのため、3本の赤道を廃止し、公園整備用地にすることで、多くの方に歴史公園を身近なものにもらえるように環境整備を行いました。 （参考）資料3-1、資料3-2
206	32	緑と建築課	R4年度の目標値が「指定検討」となっているのはどういう意味でしょうか？ R3年度には指定したい場所を新町地内の樹林地とし、土地所有者と協議を行っているので、R4年度の目標は「土地所有者との合意・指定」ということになる筈と思います。 しかし、土地所有者との協議は簡単ではないので、右の欄に記載されているように、R4年度は土地所有者との協議を継続する必要がある、ということでしょう。 そうであれば、R3年度もR4年度も目標値が「指定検討」となっているのは理解できません。	都市計画緑地の指定にあたっては、都市計画審議会の諮問、答申、都知事との協議が必要です。そのため、複数年度にわたりその都度検討が必要となります。
207	33	防災安全課	R3年度実績欄の最初の項目である防災機能の整備について。 何処で何件の整備が行われたのか、検証可能な記載方法にしていきたい。 （この項目は数値化可能な分野だと考えます）	令和3年度の実績は、下記のとおりです。2つの公園で整備しています。 西町一丁目の宅地造成に伴い、西町ほしぞら公園内に、災害用マンホールトイレ1基と、かまどベンチ2基、収納ベンチ1基を設置し、市へ帰属されています。 また、市の事業により内藤一丁目の内藤さつき公園にマンホールトイレ3基、ソーラー照明灯1基、かまどスツール3基、防災倉庫1棟、収納ベンチ2基を設置しています。
208	33	防災安全課	条例に基づく協議において、とあるが、だれと協議したのか、どういう意味なのか？ R3の実績の書き方は、令和2年度と同様の取り組みを行ったとして、新規の部分について強調されたら良いのではないか。	まちづくり条例では、一戸建ての住宅の建築を目的とする30区画以上の開発事業の場合、開発区域内に整備する公園等の敷地内に防災に関する施設を市と事業者との協議のうえ、事業者が整備しなければなりません。令和3年度は条例の設置基準には該当しませんが、西町一丁目の宅地開発において事業者の申し出により防災施設を整備しました。ご指摘を踏まえ、次回から整備内容を記載することとします。
209	34	緑と建築課	点検の頻度は、年に一回か？3か月に一度とか定期的に確認されたら良いのではないか（見回り）。	精密な点検は年に1回です。通常は係の現場班に見回りを行っています。

No.	通番	担当課	質問・疑問等	回答
210	36	緑と建築課	公園サポート団体の数と対象公園の数について。 「新規に3団体1公園登録」とは、3つの団体が協力して1つの公園をサポートする、との意味でしょうか？	はけ通り樹林地において、1団体1公園が新規登録し既存公園において2団体の新規登録がありました。
211	37	通番37の関係課	【意見】 ゴーヤでグリーンカーテンにはあまりこだわらなくてもよいのではないか。当初のころはよく茂っていたが近年のゴーヤはみすぼらしくなっている気がします。公民館課の評価2は、評価3でよいと思います。目標に向かって十分に取り組んでいる様子が記載されています。	事務局（緑と建築課）より担当課に周知しています。
212	37	子育て支援課	【意見】 右下〜<保育所>でのゴーヤのグリーンカーテンは不似合い？ 子どもたちにも喜ばれるヒマワリやアサガオではどうでしょうか。	事務局（緑と建築課）より担当課に周知しています。
213	37	まちづくり計画課	【意見】 上から2段目 市民や公共施設にゴーヤ等の種の配布及び普及啓発 種からゴーヤを育てるのは至難の技です。 啓発は苗からでは手がかかりすぎますか。	事務局（緑と建築課）より担当課に周知しています。
214	46	ごみ減量推進課	「剪定枝の再利用」（資源化？）について。 R3年度の評価は4。しかし、目標値はパーセンテージで実績はトン数で表示されているため評価のやりようがない筈です。 私の理解では、下記事情からこの通番については数値化不可能につき、R3年度実績を踏まえたR4年度目標値に向けた考え方」の欄に記載されている「収集方法の変更により更なる剪定枝等の周知啓発を引続き行って行きます」（文章不明確）の文言を整理したものを目標値欄に記載し、実績欄には参考値として収集トン数を記載したらどうでしょうか。 数値化は不可能と考える理由：（助言） ① 市が収集した剪定枝は何らかのアクシデントが無い限り常に100%資源化されるので、収集したものの資源化率を目標値にすることは無意味。 ② 令和3年4月1日から戸別収集を開始しているので収集トン数は増えるのは当たり前。 ③ 剪定枝の発生元（一般家庭）が「剪定枝」として扱った量と「燃やせるゴミ」に混ぜてしまった量を把握することは不可能。従い、発生総トン数は把握しようがないので資源として収集したパーセンテージの算出も不可能。	リサイクル率は100%です。 R3年度は、剪定枝・落葉・下草を合せ500 tの予定でしたが、実績として1321 tでした。
215			これだけ大量のせん定枝を何に再利用しているのですか？ここのリサイクル率の意味は？そしてなぜこんなに大量に集めることができたのか、担当者の営業努力なのでしょう。素晴らしいです。	たい肥化し清掃センターにて無料配布しております。 令和2年度までは、剪定収集を予約制にしていたましたが、令和3年度から戸別収集に変更したため1321 tの収集となりました。また、R2年度では、落葉・下草はもやせるごみで収集していました。
216	47	緑と建築課	コミュニティガーデンにタネをまいた後の確認も行っているのではないかと？そうであれば記載してほしい。	一部の団体より花が咲いたとの報告は受け取っています。また、市内を巡回中に確認も行っています。
217	48	緑と建築課	緑のボランティア活動に参加する人員の確保について R3年実績は「新規受け入れ人数ゼロ」とのことですが、この原因として何が考えられますか？	活動したいが、高齢のため体力的にボランティアができないという意見をいただいています。
218	49	緑と建築課	都会の地域活動の支援者も高齢者が多いのには驚きます。通し番号48も同様であるが、もっと若い人たちに参加してもらいたいし、そんな環境整備ができるといいです。市民団体への支援は、具体的にどのようなことが考えられているのでしょうか。ボランティア活動や地域の活動には市役所の会議室など無料で貸してもらえそうな仕組みはあるのでしょうか。	市民団体への支援は、草刈り鎌やシュロ縄の貸与等を行っています。また、地域の活動に対しては市役所の会議室などを無料で貸し出しています。